

(別記様式 4)

整理番号
R70401菅組第0007号
2026年 8月 10日

公益財団法人
日本住宅・木材技術センター
理事長 宮澤 俊輔 殿

登録申請者 (法第16条第1項第1号)
(所在地) 香川県三豊市仁尾町辛15-1
(氏名又は名称) 株式会社 菅 組
(代表者) 代表取締役社長 菅徹夫
登録番号: HOWTEC-CLW-II-0031号
登録年月日: 令和6年2月29

年 度 報 告 書

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」(平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号) 第 15 条第 2 項イの規定に基づき、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 報告期間: 2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日

登録番号	HOWTEC-CLW-II-0031号
所在地	香川県三豊市仁尾町辛15-1
氏名又は名称	株式会社 菅 組
代表者	代表取締役社長 菅 徹夫

2. 合法性確認木材等の取扱（入荷）実績

事業の種類	木材等の種類※1	譲受等に係る木材等の数量		単位	備考
		入荷量※1	うち合法性確認木材等の数量		
建築・建設	構造材	367.4	367.4	m3	
	羽柄材	64.8	64.8	〃	
	構造用合板	116.5	116.5	〃	
	フローリング*	1434.5	780.2	m2	
	サイディングボード*	596.5	596.5	〃	

【事業の種類】※選択肢にない場合は直接入力

- 木材の製造・加工・輸出・販売
- 木材等（家具等）の製造・加工・輸出・販売
- 木材等を使用した建築・建設

※入荷物に対する情報となります（例えば家具等を製造している事業者において、報告対象は生産・販売した家具の出荷量ではなく、原料として入荷した製材等の入荷量となります。）

※「木材等の種類」が同じ製品を複数の単位で管理している場合、単位別に複数行に分けて記載しても可

【木材の種類の詳細】

[素材]：丸太

[板材、角材等]：板材、角材、円柱材等（構造材、羽柄材）

[単板、合板等]：単板、突き板、合板、単板積層材

[集成材等]：集成材、直交集成板、たて継ぎ材等（DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む）

[OSB]（オリエンティッドストランドボード）

[ベレット等]：のこくず、木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）

[チップ等]：チップ及び小片等

【木材等の種類の詳細】

[家具]：椅子、机、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち主たる部材に木材を使用したもの

[木材パルプ、紙]：木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレ用ペーパーのうち木材パルプを使用したもの

[建材]：フローリングのうち基材に木材を使用したもの、木質系セメント板、サイディングボードのうち木材を使用したもの

[建具]：戸（主たる部材に木材を使用したものに限り）及びその枠（基材に木材を使用したものに限り）

[中間製品・その他]：上記物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの。又はその他

3. 消費者への情報伝達状況

木材等の種類	消費者へ情報を伝達した数量			備考
	販売量	単位	伝達方法※	
構造材	367.4	m3	証明書	
羽柄材	64.8	〃	〃	
構造用合板	116.5	〃	〃	
フローリング	1434.5	m2		
サイディングボード	596.7	〃		

※選択肢にない場合は直接入力

※販売した木材等の種類、数量を記載して下さい。

【木材の種類の詳細】

[素材]：丸太

[板材、角材等]：板材、角材、円柱材等（構造材、羽柄材）

[単板、合板等]：単板、突き板、合板、単板積層材

[集成材等]：集成材、直交集成板、たて継ぎ材等（DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む）

[OSB]（オリエンティッドストランドボード）

[ベレット等]：のこくず、木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）

[チップ等]：チップ及び小片等

【木材等の種類の詳細】

[家具]：椅子、机、収納用じゅう器、ローバーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち主たる部材に木材を使用したもの

[木材パルプ、紙]：木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち木材パルプを使用したもの

[建材]：フローリングのうち基材に木材を使用したもの、木質系セメント板、サイディングボードのうち木材を使用したもの

[建具]：戸（主たる部材に木材を使用したものに限り）及びその枠（基材に木材を使用したものに限り）

[中間製品・その他]：上記物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの。又はその他

4. 取り組むべき措置の実施状況

○：実施済み ×：未実施 -：該当なし

改正法第13条 第1項	判断基準省令	法改正（R7.4.1）以前に登録※	法改正後に登録
		第二種	第二種
第1号 体制 の整備	第2条第1号 責任者の 設置（合法伐採木材等の 利用の確保に関する措置 について）	○	
	第2号 取組方針の作成	○	
第2号 合法 性確認木材等 の数量を増加 させるための 措置	第3条第1号 国が提供 する情報や取引実績等を 踏まえた取引相手の選定		
	第2号 合法性確認木材 等か否かの情報が伝達さ れない際の、原材料情報 のリクエスト		
第3号 違法 伐採に係る木 材等を利用し ないようにす るための措置	第4条第1号 合法性確 認木材等でない木材等利 用した場合の、次回の取 引相手選定における見直 し等の検討		
	第4条第2号 違法伐採 に係る木材等を譲受けた 場合の、取引相手の変更 等の検討		
第4号 義務 以外の情報の 保存	第5条 第2種事業者が 行う情報の保存		
第5号 第6 条 第2種事 業者が行う情 報伝達及び消 費者等への情 報伝達			
第6号 その 他必要な事項	第7条 登録や認証情報 等の提供		

※法改正前に受けた登録については、更新を受けるまでの間は改正前後の登録要件で重複している事項を実施していればよいことになります。

5. 優良・先進的な事例の報告

(合法伐採木材の流通及び利用の促進に関し「先進・優良事例と思われる取組」について、自由形式で記入してください。)

(例：木材の合法性確認や、上記の取り組むべき措置の手法や方針について)

・住宅のお客様も同行し、地元産材の間伐材で伐採した合法木材を住宅の大黒柱として加工し採用している。またその様子を自社のホームページにも掲載し、木材の利用促進に取り組んでいる。

・社内で使用するコピー用紙、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等は全て FSC 認証紙を使っている商品を購入している。また自社で発行しているパンフレット関係の冊子、封筒、及び名刺も全て認証紙を採用している。

・木材調達における自社独自のガイドラインを設け、可能な限り国産材を使用するとともに、国外の木材を使用する場合は産地やその樹種の各評価表により、違法伐採のリスクの高い(基準を超える)木材は使用しないルールを設定している。